

事 務 連 絡

平成22年 6月29日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したので、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
平成22年6月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成22年3月5日付官報（号外第46号）等に掲載された平成22年度診療報酬改定に伴う関係告示について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

(別紙)

ページ | 段 | 行 | 誤 | 正

平成二十二年三月五日 (号外第四十六号) 厚生労働省告示第六十九号 (診療報酬の算定方法の一部を改正する件)

(原稿誤り)

二二	下		一六	ム	ラ
"	"		一七	ウ	ム
"	"		一八	キ	ウ
三九	上		一一	2回目以降につき	2回目以降1回につき
"	下		一七	I 2	I ₂
四〇	下	終りから	一九	経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器	経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器
四五	下		六	ウイルス抗体価	ウイルス抗体価 (半定量)
"	"	終りから	一六	ウイルス抗体価	ウイルス抗体価 (1項目当たり)
"	"	"	一五	ウイルス抗体価精密測定	ウイルス抗体価の測定
四八	下	終りから	一七	} 手掌部、足底部	手掌部又は足底部
"	"	終りから	二		又は
八五	上	終りから	一〇	中耳根本手術	中耳根治手術
八六	上		一一	汎副鼻腔根本手術	汎副鼻腔根治手術
九九	下		一〇	脱肛根本手術	脱肛根治手術
一〇六	上		九	} K 7 3 9からK 7 4 0-2まで	K 7 3 9、K 7 4 0、K 7 4 0-2
一〇八	下		四		
"	"		"	放射線治療料に掲げられている	この部に掲げられている
一一一	下		一六	第1章	第2章
"	"		"	平成24年3月31日まで間に限り	平成24年3月31日までの間に限り
一二五	下		四	医師	歯科医師
一三八	上		三三	及び	又は

(印刷誤り)

三三	上	終りから	一九	薬学的管理導	薬学的管理指導
----	---	------	----	--------	---------

六七	下	終りから一	2 その他の場合	2 その他の場合 900点
----	---	-------	----------	------------------

平成二十二年三月五日 (号外第四十六号) 厚生労働省告示第七十号 (使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件)
(原稿誤り)

一八五	三	終りから三	※炭酸マグネシウム (日産製薬)	炭酸マグネシウム「 ヒッロー」
-----	---	-------	---------------------	--------------------

平成二十二年三月五日 (号外第四十六号) 厚生労働省告示第七十二号 (基本診療料の施設基準等の一部を改正する件)
(原稿誤り)

三三三	下	終りから六	当該病床を有する病棟	当該病棟
三三四	上	三	当該病棟において	当該病床を有する病棟において
三三六	上	終りから二	前段	本文
"	"	二〇		
三三九	下	三	老人処置	長期療養患者褥瘡等 処置
三三三	上	七	一のイ及びロの患者	一の(1)及び(2)の患者
三一〇	下	七	等二項	第二項

平成二十二年三月五日 (号外第四十六号) 厚生労働省告示第七十三号 (特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件)
(原稿誤り)

三三九	上	一〇	脳血管リハビリテー ション	脳血管疾患等リハビ リテーション
"	"	終りから二〇	対象患者	対象患者等
三四〇	上	一四	又は	若しくは
"	"	"	デイ・ナイト・ケア	デイ・ナイト・ケア 又は重度認知症患者
"	"	一七	又は	若しくは
"	"	"	デイ・ナイト・ケア	デイ・ナイト・ケア 又は重度認知症患者
"	"	一九	又は	デイ・ケア
"	"	二〇	又は	若しくは精神科
"	"	"	デイ・ナイト・ケア	デイ・ナイト・ケア

三四二	下	終りから一六	に限る。)	又は重度認知症患者 デイ・ケア
三四五	上	終りから一一	同一建物居住者等訪 問看護・指導料	に限る。)の費用 同一建物居住者訪問 看護・指導料
三四六	上	終りから四〇	行頭を一字下げる。	
〃	下	終りから七	患者	患者(当該疾患の手 術後の患者であつて 、入院中のものを除 く。)
三四七 (印刷誤り)	下	終りから一一	発達障害	発達障害の患者
三三六	上	終りから一六	「診療報酬の算定方法」以下は改行し、行 頭を四字下げる。	

平成二十二年三月五日(号外第四十六号)厚生労働省告示第七十六号(療
担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項
等の一部を改正する件)

(原稿誤り)

三五二	下	九	第三第八号中	第三第二号(三亦中「 、準七対一入院基本 料」を削り、同第八 号中
-----	---	---	--------	--

平成二十二年三月十九日(号外第五十八号)厚生労働省告示第九十五号(厚
生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方
法の一部を改正する件)

(原稿誤り)

「四〇一」の表中「入院期間Ⅰ日以内」を「入院期間Ⅰ」の、「入院期間Ⅰ
日を超えⅡ日以内」を「入院期間Ⅱ」の、「入院期間Ⅱ日を超えⅢ日以内」
を「入院期間Ⅲ」の誤り。

「四〇一」の「一」行Ⅲと「三」行Ⅲの間に次のように加える。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「入院期間Ⅰ」とは、診断群分類区分ごとに入院日(日)のⅠの
欄に掲げる日数までの入院期間をいう。
- (二) 「入院期間Ⅱ」とは、診断群分類区分ごとに入院日(日)のⅠの
欄に掲げる日数を超え入院日(日)のⅡの欄に掲げる日数までの入
院期間をいう。

(三) 「入院期間Ⅲ」とは、診断群分類区分ごとに入院日(日)のⅡの欄に掲げる日数を超え入院日(日)のⅢの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

平成二十二年三月十九日(号外第五十八号)厚生労働省告示第九十八号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数を定める件)

(原稿誤り)

一三八		一七	データ提出指数	データ提出係数
〃		一八	効率性指数	効率性係数
〃		〃	複雑性指数	複雑性係数
〃		〃	カバー率指数	カバー率係数
〃		〃	救急医療指数	救急医療係数

一三八ページ表中「データ提出指数」は「データ提出係数」の、「効率性指数」は「効率性係数」の、「複雑性指数」は「複雑性係数」の、「カバー率指数」は「カバー率係数」の、「救急医療指数」は「救急医療係数」の誤り。

(印刷誤り)

一四九		八	日本生命済生会附属	日本生命済生会付属
-----	--	---	-----------	-----------

平成二十二年三月二十六日(号外第六十四号)厚生労働省告示第百四号(厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件)

(原稿誤り)

二〇	下	八	従来の治療法に抵抗性を有する	いずれも従来の治療法に抵抗性を有する
三七	下	一一	「(切除が困難なものに限る。)」を削る。	